〇松江市農山漁村地域活性化基本条例

平成24年12月21日

松江市条例第47号

私たちの松江市は、北は雄大な島根半島と北山山系を擁して日本海に面し、中央はラムサール条約登録湿地の宍道湖と中海を抱き、南は南部丘陵、忌部高原から緑豊かな中国山地に連なり、美しく変化に富んだ自然環境と多彩な農林水産資源に恵まれたまちである。

この本市の魅力を一層高め、後世へ継承していくためには、市民共有の財産 として、農山漁村地域を守り、そこで営まれる産業を発展させていくことが重要である。

そこで、農山漁村地域の人々の意欲と創意工夫を生かした主体的な取組を通じて、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を理解し協力し合うことで、本市の農山漁村地域の活性化を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、農山漁村地域の振興と農林水産業の発展についての基本理念を定め、市の責務並びに事業者(農林水産業その他農林水産業に関係及び関連する事業を行う者をいう。以下同じ。)及び市民の役割を明らかにし、農山漁村地域の活性化に関する施策等を定めることにより、事業者の創意工夫に富んだ取組への支援を行い、農山漁村地域の活性化を図ることを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 農山漁村地域の活性化を図るため、次に掲げる基本理念を定め、市、事業者及び市民が協働して取り組むものとする。
 - (1) 農山漁村地域の生活基盤を確立し、定住を促進することにより、農山漁村地域の集落を維持及び活性化すること。

- (2) 農山漁村地域の有する生産供給機能のほか土地の保全、水源の海養、自然環境の保全、文化の伝承など多面的機能についての啓発を進め、農山漁村地域と都市の交流を促進することにより、後世へ引き継ぐべき農山漁村地域の有する地域資源への理解を深めること。
- (3) 農林水産業の新たな担い手の確保及び育成、生産及び加工の集約及び高度化、農林水産資源の保全、農水商工連携事業等を推進することにより、 安定的な農林水産業の経営を確立すること。
- (4) 安全安心な農林水産物及びその加工品の生産振興に取り組み、地産地消を推進し、中海・宍道湖・大山圏域を含む広域な販路の開拓を進めること により、農林水産業の持続的な発展を図ること。
- (5) 国際文化観光都市の特性を生かし、本市の食文化や特産品の情報を国内 外へ発信することにより、食と観光の連携を図り農林水産物の消費を拡大 すること。

(市の責務)

- 第3条 市は、前条に定める基本理念に基づき策定する農山漁村地域の活性化に 関する施策の実現に努めるものとする。
- 2 市は、農山漁村地域の活性化に関する啓発活動及び情報の提供を行い、事業 者及び市民の理解を得るよう努めるものとする。
- 3 市は、農山漁村地域の活性化に関する施策を実施するに当たっては、事業者 及び市民の参加を積極的に求めるものとする。
- 4 市は、農山漁村地域の活性化に関する施策を実施するため、予算措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、基本理念に基づき、農林水産業が市民生活にとって重要な産業であり、それを担うものであることを認識し、農林水産業と農山漁村地域

の活性化に取り組むものとする。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する農山漁村地域の活性化に 関する施策に協力するものとする。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、農林水産業や農山漁村地域の有する地域資源を理解し、地産地消の推進、交流等により、農山漁村地域の活性化を支えるよう努めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する農山漁村地域の活性化に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(農山漁村地域活性化基本計画)

- 第6条 市長は、農山漁村地域の活性化に関する施策の総合的かつ計画的な推進 を図るため、農山漁村地域活性化基本計画(以下「基本計画」という。)を 定めるものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 農山漁村地域の活性化に関する施策についての基本的な方針
 - (2) 農山漁村地域の活性化に関し市が総合的かつ計画的に講ずる施策
 - (3) 前号の施策に主体的な取組を行う地域、集落、経営体、団体、組織等で、特に市が必要な支援を行うもの(以下「支援対象団体等」という。)
- 3 市長は、必要が生じたときは、基本計画を変更するものとする。
- 4 市長は、基本計画を定めたとき、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(農山漁村地域の活性化に関する施策)

- 第7条 前条第2項第2号に掲げる施策は、次に掲げるものについて、農山漁村地域活性化委員会の意見を聴いて定めるものとする。
 - (1) 農林水産業における法人等の新たな担い手及び後継者の育成及び確保

- (2) 特産農林水産物の生産振興及びブランド化並びに農水商工連携による新たな特産品の開発
- (3) 生産基盤の整備及び技術開発による農林水産業の高付加価値化
- (4) 農林水産物の地産地消及び販路の開拓
- (5) 耕畜連携、バイオマス活用等資源循環型農林水産業の研究開発及び推進
- (6) 集落営農組織の拡大並びに耕作放棄地の再生及び利用の促進
- (7) 林業の循環システム構築及び路網等基盤整備
- (8) 稚貝及び稚魚の放流、養殖等つくり育てる漁業の推進
- (9) 地域見守り活動、子育て支援、交通弱者対策、高齢者支援等を通じた農山漁村地域で安心して生活できる生活基盤の維持向上
- (10) 地域の伝統文化及び行事の伝承保存並びに地域間交流による農山漁村 地域に対する市民の理解及び啓発の推進
- (11) 前各号に掲げるもののほか、農山漁村地域活性化委員会が提案する施 策

(支援対象団体等の指定)

第8条 第6条第2項第3号に掲げる支援対象団体等は、農山漁村地域活性化委員会の意見を聴いて定めるものとする。

(農山漁村地域活性化委員会)

- 第9条 基本計画に関する事項を調査審議し、施策の円滑な実施を図るため、農山漁村地域活性化委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項を調査し、又は審議するものとする。
- 3 委員会は、基本計画に関する事項について、市長に意見を述べるものとする。
- 4 委員会は、基本計画の進捗状況について検証し、市長に報告するものとする。
- 5 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員により組

織する。

- (1) 農林水産業者
- (2) 市民
- (3) 農林水産業に関係する団体の役職員
- (4) 農林水産業に関連する事業を行う者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者
- 6 委員会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた 場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(検証の公表と施策の調整)

第10条 市長は、委員会が行った基本計画の進捗状況に関する検証結果を公表するとともに、検証を踏まえて、市が実施する施策の調整を行うものとする。

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(委任)

この条例は、平成25年1月1日から施行する。